

消防における安全管理体制について

1 我が国における労働安全衛生法制の体系等について

(1) 概要

- 労働基準法（以下「労基法」という。）第 42 条の規定により、労働安全衛生法（以下「労安法」という。）において、労働者の安全及び衛生に関する事項を定めている。

労基法第 42 条

労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる。

- 労安法第 1 条によれば、その目的は、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること」である。
- 労基法及び労安法については、原則として地方公務員に適用される。

（注） 労基法及び労安法については、地方公務員も勤労者であることから、特にその適用を除外しない限り適用がある。

具体的に地方公務員法第 58 条により、適用除外となるのは以下のとおり。

労基法：第 2 条（労働条件の決定に係る規定）

第 14 条第 2 項及び第 3 項（契約期間等に係る規定）

第 24 条第 1 項（賃金の支払に係る規定）

第 32 条の 3～第 32 条の 5（労働時間に係る規定）

第 38 条の 2 第 2 項及び第 3 項第 38 条の 3 並びに第 38 条の 4（時間計算に係る規定）

第 39 条第 6 項（年次有給休暇に係る規定）

第 75 条～第 93 条（災害補償及び就業規則に係る規定）

第 102 条（労働基準監督官の司法警察員としての職務遂行に係る規定）

労安法：第 6 条～第 9 条（労働災害防止計画）

第 92 条（労働基準監督官の司法警察員としての職務遂行に係る規定）

2 労安法上、設置が求められる者及び委員会について（主なもの）

(1) 総括安全衛生管理者（労安法第 10 条）

① 概要

安全管理者、衛生管理者等を指揮し、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等について統括管理する。

② 消防機関における選任の要否

常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場においては、選任を要する。

(2) 安全管理者（労安法第 11 条）

① 概要

労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等のうち安全に係る技術的事項について管理する。

② 消防機関における選任の要否

労安法施行令第2条第1号又は第2号に掲げる業種に該当しないため選任を要しない。

(3) 衛生管理者（労安法第12条）

① 概要

労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等のうち衛生に係る技術的事項について管理する。

② 消防機関における選任の要否

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては選任を要する。

(4) 安全衛生推進者（労安法第12条の2）

① 概要

安全管理者及び衛生管理者と同じ。（非工業的業種については、衛生管理者のみの設置となる。）

② 消防機関における選任の要否

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては選任を要する。

(5) 産業医（労安法第13条）

① 概要

労働者の健康管理を行い、必要に応じ事業者に対し勧告を行う。

② 消防機関における選任の要否

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては選任を要する。

(6) 安全委員会（労安法第17条）

① 概要

労働者の危険を防止するため基本となるべき対策に関すること、労働災害の原因及び再発防止対策で安全に係るものに関すること等について調査審議し、事業者に対して意見を述べる。

② 消防機関における設置の要否

労安法施行令第8条に掲げる業種に該当しないため設置を要しない。

(7) 衛生委員会（労安法第18条）

① 概要

労働者の健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること、労働者の健康保持増進を図るため基本となるべき対策に関すること等について調査審議し、事業者に対して意見を述べる。

② 消防機関における設置の要否

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては設置を要する。

(8) 安全衛生委員会（労安法第19条）

① 概要

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

3 これまで消防庁が発出した安全衛生管理等に関する通知

○「衛生管理体制の整備について」（昭和 58 年 3 月 12 日付け消防消第 36 号）

（1）概要

- ・ 消防業務の特殊性及び消防職員の勤務の特殊性に鑑み、消防における衛生管理体制の整備について要請
- ・ 本通知に基づく衛生管理規程（案）において総括衛生管理者、衛生管理者等の選任、衛生委員会等の設置等について規定
- ・ なお、労安法上衛生管理者の選任及び衛生委員会の設置が義務付けられない 50 人未満の事業場においても、実態に即した衛生管理体制の整備が望まれると言及

（2）衛生管理規程（案）において設置が求められる者及び委員会

① 総括衛生管理者

消防本部における職場・職員の衛生管理業務を統括する。

（消防本部次長を充てる。）

② 衛生管理者（再掲）

労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等のうち衛生に係る技術的事項について管理する。

③ 衛生推進者

10 人以上 50 人未満の消防本部及び消防署におかれ、衛生管理業務を担当する。

④ 衛生管理員

衛生管理者、衛生推進者を補助する（必要に応じ選任）。

⑤ 産業医（再掲）

労働者の健康管理を行い、必要に応じ事業者に対し勧告を行う。

⑥ 衛生関係者会議

消防本部に設置し、各衛生委員会に共通する問題及び消防本部全体に影響を与える施策等基本的な事項について調査・審議する。

⑦ 衛生委員会（再掲）

労働者の健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること、労働者の健康保持増進を図るため基本となるべき対策に関すること等について調査審議し、事業者に対して意見を述べる。消防本部及び消防署に設置し、衛生に関する必要な事項を調査・審議。

○「安全管理体制の整備について」（昭和 58 年 7 月 26 日付け消防消第 90 号）

（1）概要

- ・ 安全管理規程（案）、訓練時における安全管理に関する要綱の案の例示、及び訓練時の安全管理マニュアルを通知
- ・ 本通知に基づく、安全管理規程（案）において総括安全管理者、安全責任者等の選任、安全関係者会議等について規定
- ・ なお、労安法上、安全管理者の選任、安全委員会の設置規定については、消防に適用がないため、本規程案における総括安全関係者会議、安全関係者会議等は労安法により、義務づけられているものではないとしている。

(2) 安全管理規程（案）において設置が求められる者及び委員会

① 総括安全管理者

消防本部における職場・職員の安全管理に関する事務を総括する。
(消防本部次長を充てる。)

② 安全責任者

安全管理業務を掌理し、推進する。

③ 安全担当者

安全責任者の事務を補助する（必要に応じ選任）。

④ 統括安全関係者会議

消防本部に設置し、各安全関係者会議に共通する問題及び消防本部全体に影響を与える安全管理に関する基本的な事項や重要な事項について調査・審議する。

⑤ 安全関係者会議

消防本部及び消防署に設置し、安全管理に関する必要な事項を調査・審議する。

○「警防活動時等における安全管理マニュアルについて」

(昭和 59 年 8 月 8 日付け消防消第 132 号)

(1) 概要

- ・ 警防活動の遂行にあたり一般的に注意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙
- ・ 本マニュアルを参考とすることにより、安全管理体制の整備を図るとともに、警防活動時等の事故防止を図るよう各消防本部に要請

○消防の安全衛生体系図（資料 1－1）

4 安全衛生管理体制の整備状況

平成 20 年度 地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果（資料 1－2 のとおり）

（総務省自治行政局公務員部 調べ）

衛生管理規程(案)



衛生関係者会議(第11条)

- 1 職場環境の整備及び改善に関する事
- 2 衛生に関する規程に関する事
- 3 衛生教育の実施計画に関する事
- 4 健康障害の原因及び再発防止対策に関する事
- 5 健康に異常のある者の健康管理に関する事
- 6 健康の保持増進を図るための実施計画に関する事
- 7 その他衛生管理上重要な事項に関する事

※開催頻度: 年一回以上開催

※構成メンバー: 統括衛生管理者、衛生委員会議長、衛生管理者・その他職員のうちから消防長が指名した者

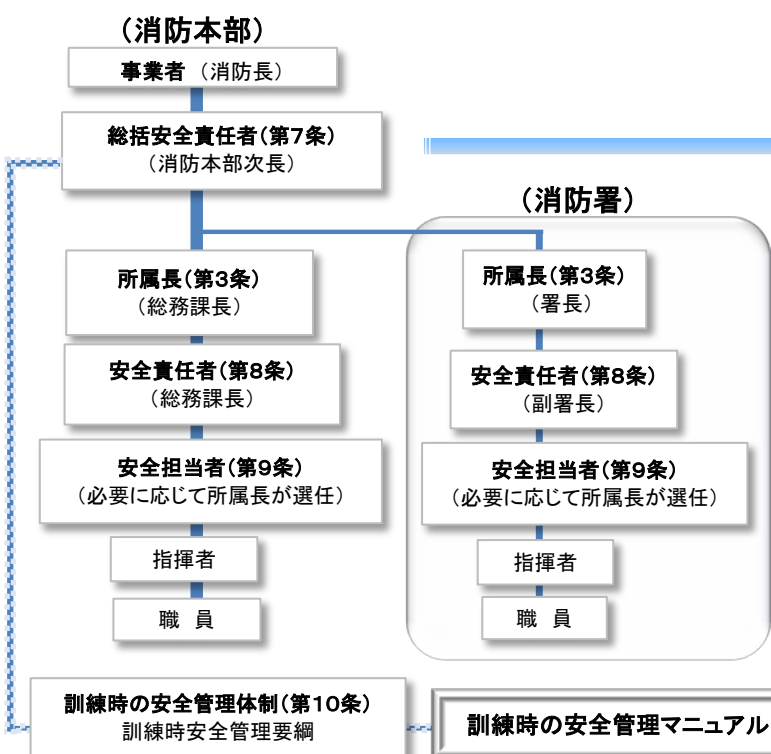
衛生委員会(第16条)

- 1 職場環境の整備及び改善に関する事
- 2 衛生に関する規程の作成に関する事
- 3 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- 4 健康障害の原因及び再発防止対策に関する事
- 5 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関する事
- 6 健康の保持増進を図るための実施計画の作成に関する事
- 7 その他衛生に関する必要な事項

※開催頻度: 月一回以上開催

※構成メンバー: 消防本部にあっては総務課長、消防署にあっては副署長、衛生管理者、産業医、衛生に関し経験を有する職員で所屬長が指名した者

安全管理規程(案)



総括安全関係者会議(第11条)

- 1 危険防止に関する事
- 2 安全管理の指導及び教育に関する事
- 3 訓練施設、消防資器材等の整備に関する事
- 4 公務災害の原因調査及び再発防止に関する事
- 5 その他安全管理上重要な事項に関する事

※開催頻度: 年一回以上開催

※構成メンバー: 総括安全責任者、安全責任者、安全担当者・その他の職員から消防長が指名する者

安全関係者会議(第16条)

- 1 危険防止に関する事
- 2 安全管理の指導及び教育に関する事
- 3 訓練施設、消防資器材等の整備に関する事
- 4 公務災害の原因調査及び再発防止に関する事
- 5 その他安全管理上重要な事項に関する事

※開催頻度: 月に一回以上開催

※構成メンバー: 安全責任者、安全担当者のうちから所屬長が指名した者、その他職員のうちから所屬長が指名した者

※労働安全衛生法との関係

労働安全衛生法は、一般的に消防にも適用があるが、安全管理者、安全委員会については、適用がないものである。したがって、安全管理規程(案)における総括安全関係者会議、安全関係者会議等は同法第17条により、義務づけられているものではない。

表 1 4

安全衛生管理体制の整備状況（全団体・部局別）

平成21年3月31日現在

	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任 率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任 率 (%)	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任 率 (%)	選任を 要する 事業所	選任 している 事業所	選任 率 (%)
知事及び市長	350	348	99.4	770	766	99.5	4,420	4,257	96.3	14,419	13,336	92.5
教育委員会	15	15	100.0	157	146	93.0	4,307	4,191	97.3	31,610	27,718	87.7
警察	16	16	100.0	0	0	-	1,318	1,226	93.0	344	340	98.8
消防	0	0	-	3	3	100.0	827	804	97.2	2,665	2,516	94.4
企業	154	153	99.4	521	519	99.6	1,190	1,158	97.3	1,478	1,321	89.4
合計	535 (553)	532 (551)	99.4 (99.6)	1,451 (1,464)	1,434 (1,442)	98.8 (98.5)	12,062 (12,030)	11,636 (11,518)	96.5 (95.7)	50,516 (50,437)	45,231 (43,937)	89.5 (87.1)

	産業医			安全委員会			衛生委員会		
	選任を する 事業所	選任 している 事業所	選任 率 (%)	設置を する 事業所	設置 している 事業所	設置 率 (%)	設置を する 事業所	設置 している 事業所	設置 率 (%)
知事及び市長	4,420	4,169	94.3	743	740	99.6	4,420	4,029	91.2
教育委員会	4,307	4,238	98.4	72	69	95.8	4,307	4,158	96.5
警察	1,318	1,314	99.7	0	0	-	1,318	1,264	95.9
消防	827	799	96.6	3	3	100.0	827	773	93.5
企業	1,190	1,169	98.2	276	275	99.6	1,190	1,130	95.0
合計	12,062 (12,030)	11,689 (11,584)	96.9 (96.3)	1,094 (1,114)	1,087 (1,103)	99.4 (99.0)	12,062 (12,030)	11,354 (11,164)	94.1 (92.8)

(注) 合計欄の（ ）の数字は、
平成20年3月31日現在の
選任（設置）数等である。

第1編 安全衛生管理体制等

参 考

1 安全衛生管理体制一覧

業種 規模 (人)	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 (安衛令第2条1号の業種)	製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 (安衛令第2条2号の業種)	その他の業種 (安衛令第2条3号の業種)
1000～	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 安衛委員会 (安衛法10条) 指揮	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 安衛委員会 指揮 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 衛生委員会 指揮 ↓ 衛生管理者
300～999	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条)	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 衛生管理者
100～299	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 衛生管理者
50～99	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 衛生管理者
10～49	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (安衛法12条の2)	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
1～9	事業者	事業者	事業者

③ 「安衛委員会」というのは、安全衛生委員会のことで、安全委員会と衛生委員会を別々に設けることも可能です。

消防おける安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（同施行令及び同規則）と安全管理規程（案）及び衛生管理規程（案）の比較

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則	衛生管理規程（案）	安全管理規程（案）
（総括安全衛生管理者） 第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。	労働安全衛生法施行令 （総括安全衛生管理者を選任すべき事業場） 第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人 三 その他の業種 千人	（総括衛生管理者） 第七条 消防本部に総括衛生管理者を置く。 2 総括衛生管理者は、消防本部次長をもって充てる。 3 総括衛生管理者は、職場及び職員の衛生管理に関する事務を総括管理するとともに所屬長、衛生管理者その他衛生管理に関係ある者を監督指導する。	（総括安全責任者） 第七条 消防本部に総括安全責任者を置く。 2 総括安全責任者は、消防本部次長をもって充てる。 3 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括するとともに、所屬長、安全責任者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。
（安全管理者） 第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。 2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。	労働安全衛生法施行令 （安全管理者を選任すべき事業場） 第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。 （再掲） 第二条 （略） 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人		（安全責任者） 第八条 消防本部及び消防署に安全責任者を置く。 2 安全責任者は、消防本部にあっては総務課長、消防署にあっては副署長をもって充てる。 3 安全責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。 一 危険防止に関すること。 二 安全教育に関すること。 三 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。 四 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること。 五 安全管理に関する記録等の整備に関すること。 六 その他安全管理に関すること。 4 安全責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所屬長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。 5 所屬長は、安全責任者を選任したときは、当該安全責任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。
（衛生管理者） 第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。 2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。	労働安全衛生法施行令 （衛生管理者を選任すべき事業場） 第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。 （衛生管理者の資格） 第十条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 一 医師 二 歯科医師 三 労働衛生コンサルタント 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める者	（衛生管理者） 第八条 消防本部及び〇〇消防署に、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防長が選任する。 3 衛生管理者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。 一 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること。 二 救急用具等の点検及び整備に関すること。 三 衛生教育に関すること。 四 健康診断、健康相談その他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。 五 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。 六 健康障害の防止に関すること。 七 その他衛生管理に関すること。 4 衛生管理者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ所屬長に対し改善措置等について意見を具申することができる。	
（安全衛生推進者等） 第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。	労働安全衛生規則 （安全衛生推進者等を選任すべき事業場） 第十二条の二 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。	（衛生推進者） 第八条の二 消防本部及び〇〇消防署に衛生推進者を置く。 2 衛生推進者は、労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防長が選任する。 3 衛生推進者は、次の各号に掲げる事務を担当する。 一 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること。 二 救急用具等の点検及び整備に関すること。 三 衛生教育に関すること。 四 健康診断、健康相談その他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。 五 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。 六 健康障害の防止に関すること。	

消防おける安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（同施行令及び同規則）と安全管理規程（案）及び衛生管理規程（案）の比較

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則	衛生管理規程（案）	安全管理規程（案）
		七 その他衛生管理に関すること。 4 衛生推進者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ所属長に対し改善措置等について意見を具申することができる。	
		(衛生管理員) 第九条 所属長は、衛生管理者又は衛生推進者の事務を補助させるため、必要に応じ衛生管理員を選任することができる。 2 衛生管理員は、衛生管理者又は衛生推進者の指示を受け衛生管理に関する事務を誠実に行わなければならない。	(安全担当者) 第九条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、必要に応じ安全担当者を選任することができる。 2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け安全に関する事務を誠実に行わなければならない。
(産業医等) 第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。 第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。	労働安全衛生法施行令 (産業医を選任すべき事業場) 第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。 (産業医及び産業歯科医の職務等) 第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。 一 健康診断及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 二 作業環境の維持管理に関すること。 三 作業の管理に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 六 衛生教育に関すること。 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。 4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。 5 事業者は、令第二十二条第三項の業務に常時五十人以上の労働者を従事させる事業場については、第一項各号に掲げる事項のうち当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。 6 前項の事業場の労働者に対して法第六十六条第三項の健康診断を行なつた歯科医師は、当該事業場の事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働者の健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る。）を防止するため必要な事項を勧告することができる。	(産業医) 第十条 消防本部及び〇〇消防署に産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから消防長が選任する。 3 産業医は、次の各号に掲げる事項を行う。 一 健康診断の実施及び健康に異常のある者の医療指導等の職員の健康管理に関すること。 二 健康教育、健康相談等の職員の健康の保持増進のための施策に関すること。 三 衛生教育に関すること。 四 職場の巡回点検、指導等職場環境の維持管理に関すること。 五 健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。 六 その他医学的専門的立場から、職員の健康管理等について必要な事項に関すること。 4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、所属長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。	

消防における安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（同施行令及び同規則）と安全管理規程（案）及び衛生管理規程（案）の比較

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則	衛生管理規程（案）	安全管理規程（案）
(安全委員会) 第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項 2 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 3 安全委員会の議長は、第一号の委員になるものとする。 4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。 5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。	労働安全衛生法施行令 (安全委員会を設けるべき事業場) 第八条 法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。 一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 五十人 二 第二条第一号及び第二号に掲げる業種（前号に掲げる業種を除く。） 百人		(総括安全関係者会議) 第十一条 消防本部に総括安全関係者会議を置く。 2 総括安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。 一 危険防止に関すること。 二 安全管理の指導及び教育に関すること。 三 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。 四 公務災害の原因調査及び再発防止に関すること。 五 その他安全管理上重要な事項に関すること。 (総括安全関係者会議の構成) 第十二条 総括安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。 一 総括安全責任者 二 安全責任者 三 安全担当者のうち消防長が指名する者 四 その他職員のうちから消防長が指名する者 2 総括安全関係者会議の議長は、総括安全責任者をもって充てる。 3 議長は議事に関し特に必要と認める場合に、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ、意見を述べさせることができる。 (総括安全関係者会議の開催) 第十三条 総括安全関係者会議は、年 1 回以上開催するものとし議長が招集する。 2 総括安全関係者会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。 (総括安全関係者会議委員の任期) 第十四条 第十二条第 1 項第三号及び第四号に定める委員の任期は〇年とする。但し、再任することを妨げない。 (総括安全関係者会議の事務局) 第十五条 総括安全関係者会議の事務局は、消防本部総務課内に置く。 (安全関係者会議) 第十六条 消防本部及び〇〇消防署に安全関係者会議を置く。 2 安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を調査審議する。 一 危険防止に関すること。 二 安全管理の指導及び教育に関すること。 三 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。 四 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。 五 その他職員の安全確保に関すること。 (安全関係者会議の構成等) 第十七条 安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。 一 安全責任者 二 安全担当者のうちから所属長が指名した者 三 その他職員のうちから所属長が指名した者 2 安全関係者会議の議長は、前項第 1 号に定める者をもって充てる。 3 議長が必要と認める場合、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ意見を述べさせることができる。 (安全関係者会議の開催) 第十八条 安全関係者会議は、1 月に 1 回以上とし議長が招集する。 2 安全関係者会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。 (安全関係者会議委員の任期) 第十九条 第十七条第 1 項第二号及び第三号の委員の任期は、〇年とする。但し、再任することを妨げない。 (安全関係者会議の事務局) 第二十条 安全関係者会議の事務局は、それぞれ次に掲げる部署に置く。 消防本部 〇〇課内 △△消防署 △△課内 (補則) 第二十一条 総括安全関係者会議及び安全関係者会議運営について必要な事項は、この規程に定めるほか、それぞれ総括安全関係者会議及び安全関係者会議が別に定める。

消防おける安全衛生管理体制について

労働安全衛生法（同施行令及び同規則）と安全管理規程（案）及び衛生管理規程（案）の比較

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則	衛生管理規程（案）	安全管理規程（案）
(衛生委員会) 第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 三 産業医のうちから事業者が指名した者 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。 4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。	労働安全衛生法施行令 (衛生委員会を設けるべき事業場) 第九条 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。	(衛生関係者会議) 第十一条 消防本部に、衛生関係者会議を置く。 2 衛生関係者会議は、次の各号に掲げる衛生管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。 一 職場環境の整備及び改善に関すること。 二 衛生に関する規程に関すること。 三 衛生教育の実施計画に関すること。 四 健康障害の原因及び再発防止対策に関すること。 五 健康に異常のある者の健康管理に関すること。 六 健康の保持増進を図るための実施計画に関すること。 七 その他衛生管理上重要な事項に関すること。 (衛生関係者会議の構成) 第十二条 衛生関係者会議は、次の各号に定める者をもつて構成する。 一 総括衛生管理者 二 衛生委員会議長 三 衛生管理者のうち、消防長が指名した者 四 衛生推進者のうち、消防長が指名した者 五 その他、職員のうちから消防長が指名した者 2 衛生関係者会議の議長は、総括衛生管理者をもつて充てる。 3 議長が、必要と認める場合は、産業医又は学識経験を有する者若しくは議事に関係ある職員を出席させ意見を述べさせることができる。 (衛生関係者会議の開催) 第十三条 衛生関係者会議は、年1回以上とし議長が招集する。 2 衛生関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。 (衛生関係者会議委員の任期) 第十四条 第十二条第1項第三号から第五号に定める委員の任期は、〇年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任することを妨げない。 (衛生関係者会議の事務局) 第十五条 衛生関係者会議の事務局は、消防本部〇〇課内に置く。 (衛生委員会) 第十六条 消防本部及び〇〇消防署に、衛生委員会を置く。 2 衛生委員会は、次の各号に掲げる衛生管理に関する事項を調査審議する。 一 職場環境の整備及び改善に関すること。 二 衛生に関する規程の作成に関すること。 三 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 四 健康障害の原因及び再発防止対策に関すること。 五 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。 六 健康の保持増進を図るための実施計画の作成に関すること。 七 その他衛生に関する必要な事項 3 衛生委員会は、調査審議の結果に基づき、必要に応じ所属長に対して意見を述べることができる。 (衛生委員会の構成) 第十七条 衛生委員会は、次の各号に定める者をもつて構成する。 一 消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては副署長 二 衛生管理者 三 産業医 四 衛生に関し経験を有する職員で所属長が指名した者 2 衛生委員会の議長は、前項第1号に定める者をもつて充てる。 3 衛生委員会は、議長が必要と認める場合には、議事に関係ある職員等を出席させ意見を述べさせることができる。 (衛生委員会の開催) 第十八条 衛生委員会は、議長が招集する。 2 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにななければならない。 3 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。 (衛生委員会の委員の任期) 第十九条 衛生委員会の委員の任期は、〇年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任することを妨げない。 (衛生委員会の事務局) 第二十条 衛生委員会の事務局は、それぞれ次に掲げる部署に置く。 消防本部 〇〇課内	

消防における安全衛生管理体制について
労働安全衛生法（同施行令及び同規則）と安全管理規程（案）及び衛生管理規程（案）の比較

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則	衛生管理規程（案）	安全管理規程（案）
		△△署　△△課内 (補則) 第二十一条　衛生関係者会議及び衛生委員会の運営について必要な事項は、この規程に定めるほか、それぞれ衛生関係者会議及び衛生委員会が別に定める。	
(安全衛生委員会) 第十九条　事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。 2　安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。 一　総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 二　安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者 三　産業医のうちから事業者が指名した者 四　当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 五　当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 3　事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。 4　第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。			
(安全管理者等に対する教育等) 第十九条の二　事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。 2　厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3　厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。		(衛生管理者等に対する教育等) 第九条の二　所属長は、衛生の水準の向上を図るため、総括衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者及び衛生管理員に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。	(安全責任者等に対する教育等) 第九条の二　所属長は、安全の水準の向上を図るため、総括安全責任者、安全責任者及び安全担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。